第76号明・愛
NPO法人
メイアイヘルプユー
発行日2026年9月30日
特定非営利活動法人 メイアイヘルプユー会報
発行人 代表理事 新津ふみ子

巻頭言

これからも仲間たちと一緒に頑張ります

代表理事 新津ふみ子

今日も、世界的な気候変動のなか、各地で大雨や線状降水帯発生のニュースが報道されています。当事務所は東京の五反田にあり、今日のところは何とか大丈夫ですが、いずれ自分の身の回りで起きてもおかしくないということは、覚悟をしなければなりませんね。時代は変化します。

◇

さて、わが国の福祉サービス第三者評価は、社会福祉法に定められている福祉サービスを対象に、外部の評価機関が評価を行う事業として制度化され、2004(平成16)年から実施されています。国は同年5月7日に「福祉サービス第三者事業に関する指針」を定めていますが、2018(平成30)年3月26日付の3局長連名通知(厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知)によって改正されています。

ここで、改めてその内容を確認させてください。この指針に明示されている「目的」を、私は今も繰り返し確認しています(**資料1**)。

◇

一方、現在の福祉サービス第三者評価の実施状況／受審状況については、事業所に対して受審が義務化されている社会的養護関係施設以外の事業所における受審率は、なかなか伸びません。2025(令和7)年度の全国の受審数(暫定値)は、5,637件です。事業開始直後の2005(平成17)年度は、1,678件でした。もう20年以上も過ぎているのですが、残念です。

福祉サービス第三者評価は、都道府県が主体となってそれぞれ推進組織を設置して取り組む事業ですが、内閣府の「地方分権改革」への提案募集で、令和7(2025)年には評価機関および都道府県推進組織の負担軽減、各都道府県における評価機関の確保の観点から、認証手続き・評価調査者養成の全国平準化についての提案が行われています。

この提案内容を踏まえ「他の都道府県推進組織において研修を受講した評価機関について、その研修内容が、都道府県推進組織が自ら実施する研修内容と同様であると判断する場合、当該都道府県推進組織が定める認証要件のうち、研修受講要件の免除を可能とする方向で検討しており、2025年度中に結論を得て、2026年度以降に必要な措置を講ずる予定」としていますが、その結果はまだ出ていません。

もうすでに取り組んでいる推進組織はあります。それぞれの推進組織に固定されない取り組み、開かれた取り組みにより、評価機関・評価調査者の学びの機会、視野の拡大の

資料1　福祉サービス第三者評価事業に関する指針

1 福祉サービス第三者評価事業の目的等について
（1）経営者の責務及び福祉サービス第三者評価事業の位置づけ
社会福祉法第78条第1項では、社会福祉事業の経営者は、自らその提供するサービスの質の評価その他の措置を講ずることにより、利用者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならないこととされており、社会福祉事業の経営者が福祉サービス第三者評価を受けることは、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置の一環であること。したがって、福祉サービス第三者評価事業は、一義的には社会福祉業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するための事業であること。
（略）
（2）福祉サービス第三者評価事業の目的
福祉サービス第三者評価事業は、個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけることを目的とするものであること。
なお、福祉サービス第三者評価を受けた結果が公表されることにより、結果として利用者の適切なサービス選択に資するための情報となること。
（略）

（厚生労働省：「「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」の一部改正について．厚生労働省子ども家庭局長／社会・援護局長／老健局長 連名通知，2018年3月26日）

76号のガイド

1～2P：巻頭言◇これからも仲間たちと一緒に頑張ります
2～4P：メイアイヘルプユー「評価者内部研修会」報告～高齢・障害・保育分野の評価に関する最新情報・意見交換会～
5～6P：会員だより：日生の牡蠣と第三者評価を結びつける“利用者本位”
6P　：法人主催研修会 開催案内／事務局だより

資料2　女性自立支援施設における第三者評価と自己評価

１．第三者評価の趣旨
　（略）
　福祉サービス第三者評価事業は、社会福祉事業の経営者が任意で第三者評価を受ける仕組みであるが、女性自立支援施設については、入所者が施設を選ぶ仕組みではない措置制度であることに加え、新法において、女性の福祉、人権の尊重や擁護、男女平等等の視点が新たに規定されたことを踏まえれば、入所者が質の高い専門的な支援を受けられるよう、施設における支援や運営の質の向上を図ることが重要である。このため、（略）「女性自立支援施設運営指針」において、女性自立支援施設については、「3年に1回以上第三者評価を受けるよう努めるとともに、定められた評価基準に基づいて、毎年自己評価を実施するように努める。」旨を定めている。
２．第三者評価基準
　（略）
３．第三者評価及び自己評価の定期的な実施及び公表について
（1）女性自立支援施設は、「第三者評価指針」及び本通知に基づき、3年に1回以上第三者評価を受けるよう努めるとともに、その結果については原則として公表するものとする。ただし、女性自立支援施設の秘匿性等を考慮し、結果の一部を公表しないことができる。
（2）また、第三者評価基準の評価項目に基づき、毎年度、自己評価を実施するよう努めるものとする。この場合の自己評価の方法は、受審する施設と第三者評価機関で協議し決定する。
（3）第三者評価を受審しない年度の自己評価は、その方法を当該施設で決定の上、第三者評価基準の評価項目に基づき行うよう努めるものとする。

（厚生労働省：女性自立支援施設における第三者評価及び自己評価の実施について．厚生労働省社会・援護局長通知【一部改正】，2025年6月3日）

機会につながることを期待します。

◇

もう一つ、気になることがあります。

2022（令和4）年5月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（女性支援新法）が制定され（施行は2024年4月）、旧婦人保護施設は「女性自立支援施設」となりました。その第三者評価基準が新たに策定されて、評価に取り組んで3年目になります（**資料2**）。

女性自立支援施設の設置と運営の状況を見ると全国で47か所であり、その設置・運営主体別の内訳は、公設公営23か所（49%）、民設民営16か所（34%）、公設民営が8か所（17%）であり、都道府県立が約半数です。第三者評価受審はなかなか進まず、各年度3か所です。東京都に女性自立支援施設は5か所あって、毎年度2～3か所が受審しています。

私が特に残念なのは、都道府県や都道府県推進組織が実施する評価者研修の内容に「女性自立支援施設」が位置づけられていないことです。今年度初めて、ある県から第三連（一般社団法人 全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会）に対して、この事業の第三者評価基準について講義の依頼がありました。道が開かれた思いでした。女性自立支援施設は秘匿性が重視される事業ですが、ぜひ全国の都道府県推進組織には第三者評価の対象事業として受審を促進してもらい、女性自立支援施設におけるさらなる支援の充実に評価結果を活用してもらいたいと思っています。

◇

なお、今号の会報には、当法人の評価者が集合する「評価者内部研修会」での学び合いの報告を掲載します。高齢分野、障害分野、子ども分野のそれぞれを動かしている制度について、改めて理解を深める機会でした。

制度を確認することは明日を考える機会となり、また評価者としても、それぞれの実践に活用できる学びの機会となりました。頑張ります。

◇

最近、長渕剛の若かりし頃の歌をよく聴きます。いつ聴いても心が揺さぶられ、涙が流れてきます。

◇

♪そうだ　俺たちは人間だもの
二人のからだには　血が流れているから
息が詰まるほど　悲しかったから
あなたにしてやれる　ことといったら
あなたと空を見て　あなたと泣いて
あなたのその手を　握りしめることくらい
あなたのこの手が　温かいのは
あなたのからだに　血が流れているから♪

長渕剛『人間』より

2026年8月22日（土）開催

メイアイヘルプユー「評価者内部研修会」報告
～高齢・障害・保育分野の評価に関する最新情報・意見交換会～

●指定発言者
高齢分野：川崎千鶴子
障害分野：田中眞弓・鷲津隆一
保育分野：岩野一子

メイアイヘルプユーでは、所属評価調査者の毎年度の活動として、評価者面接（グループ面接：毎年3月開催）、評価者連絡会（毎年5月開催）を実施しているほか、所属評価調査者を対象とする「評価者内部研修会」を年2～4回程度開催し、評価調査者としての能力の向上を図ることに取り組んでいます。

今年度は、2026年8月22日（土）14～17時に評価者内部研修会を開催しました。五反田のメイアイヘルプユー事務所に集まった参加者は13名です。

今回の研修会は、高齢分野･障害分野･保育分野のそれぞれの制度の近年の変化、今後の課題などの評価関連最新情報について、指定発言の所属評価者からの報告を受け、参加者間で意見交換などを行いました。

◇

各分野の指定報告者は、高齢分野が川崎千鶴子さん、障害分野が田中眞弓さん(全国の状況)、鷲津隆一さん(東京都の状況)、保育分野が岩野一子さんです。

それぞれの分野に精通した評価者からの報告は、改めて第三者評価を取り巻くそれぞれの分野の制度の理解に結びつき、現状と今後の課題について考察を深める機会となりました。なお、当日参加できなかった所属評価者には、指定報告者が作成した説明資料を送付し、全評価者で情報共有しています。

◇

各分野からの報告の焦点をまとめます。

〈高齢分野〉

高齢分野では、介護保険制度を中心に報告がありました。また、わが国では「2040年問題」として、高齢化の進展と少子化による人口減少が14年後の2040年にはピークに達し、介護･医療･年金などの社会保障制度の維持や労働力の確保が困難になるのではないかという懸念があり、2040年に向けて地域包括ケアシステムの深化を図るべきことなどを国は唱道しています(**資料3･資料4**)。

その他、2026年4月の厚生労働省「社会保障審議会」で検討されている社会福祉法等の一部改正の概要とその影響、東京都や国の評価基準ごとの高齢者福祉サービス事業所の第三者評価の受審状況、介護保険制度に位置づけられる「介護サービス相談員派遣等事業」の特徴や取り組み状況に関する報告などがありました。

資料3　2030年に向けた地域包括ケアシステムの深化の必要性

〇介護分野においては、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、従前から地域包括システム（医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制）の構築が推進されている
〇2040年に向けて、生産年齢人口が減少するなかで、医療・介護ニーズを抱えている85歳以上の高齢者、認知症高齢者、独居高齢者などの増加が見込まれているため、地域包括ケアシステムの深化が必要である。また、高齢者人口の変化に伴い、中山間・人口減少地域、大都市部、一般市などでサービス需要に大きな地域差が生じる。サービス供給体制も2040年にかけて変化していく状況を踏まえ、利用者にとって切れ目のないサービス提供が可能となるようにしていくとともに、本人・家族の生活を取り巻く地域づくりを推進していく必要がある
〇介護保険制度の保険者である市町村・都道府県が、地域の自主性・主体性に基づき、地域の特性に応じて地域包括ケアシステムをつくり上げていくことが引き続き必要である。そのためには、地域の介護・医療資源などを「見える化」し、地域の関係者間で分析・議論する必要がある

（厚生労働省老健局高齢者支援課．行政説明・資料より．全社協「評価事業普及協議会」2026年6月3日）

資料4　地域共生社会の実現が必要な背景・社会構造の変化

（R2年社福法等改正）
・地域社会の複雑化・複合化した支援ニーズ（8050問題，介護と育児のダブルケア，孤立など）
→・地域住民等と支援関係機関の協力による，地域における包括的な支援体制の整備
・介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

（その他の状況・今後の変化）
・**人口構造の急速な変化**　2025年から2040年で生産年齢人口は**15.0%減少**，85歳以上は**42.2%増加**
・**人口減少の地域差**　558の市町村（全市区町村の約3割）が**2050年には人口が半減**（2015年比）　**特に中山間地域等**
・**単身高齢世帯の増加**　2020年：738万世帯（13.2%）　→　2040年：1,041万世帯（18.6%）
・**自助・互助・公助のバランスの変容**・支え合いの希薄化　血縁，地縁，社縁などの**互助機能が低下**

➡多様で複雑な福祉ニーズの顕在化，サービスの担い手の減少

（R2年改正法附則の検討規定（5年後目途））

見直しの方向性
〇人口構造の急速な変化等に対応するため、2040年に向けて、
①地域の実情に応じた包括的な支援体制（※）の拡充
②福祉人材の安定的な確保・定着支援
③支援基盤の強化、等に取り組む。
（※）地域住民と行政。相談支援機関等が一体となり、多様な福祉ニーズに対応するための包括的な支援体制を整備するもの。

（厚生労働省老健局高齢者支援課．行政説明・資料より．全社協「評価事業普及協議会」2026年6月3日）

〈障害分野〉

障害福祉サービスの利用者数は2021年までの5年間にも約14万人増えており、その後も増加基調が続いていることを示すデータが紹介されました。そのため、関係予算額は過去19年間で約4倍に拡大･膨張し、現在は「制度の持続可能性の確保」が、法改正･制度改定における共通課題になっているということです。

なお、今回の社会福祉法の改正の主な内容として、①包括的な支援体制の拡充、②福祉人材の確保･定着、③支援基盤の強化という「3本柱」が示されています(**資料5**)。

また、障害者福祉サービスの場合は、利用者の自己負担がなく、国･都道府県･市町村が拠出しているという特徴があります。

そのなかで、東京都における障害福祉サービスの現状を見ると、圧倒的な財政力を背景として「都独自の補助･上乗せ施策」を行っていますが、他の道府県と比べると土地利用が過密で地価が著しく高いため、利用できる事業所や住まいの確保が極めて困難という構造的な課題のあることなど、東京

資料5　社会福祉法改正の３本柱

柱①　包括的な支援体制の拡充	柱②　福祉人材の確保・定着	柱③　支援基盤の強化
・小規模市町村での包括的支援を促進する事業を新設 ・特定地域サービス等、人口減少地域向けの特例類型を創設 ・身寄りのない高齢者等への支援を第二種社会福祉事業に位置付け ・市町村が「地域権利擁護相談支援センター」を設置可能に ・有料老人ホームの登録制度を導入	・介護支援専門員の資格更新制を廃止、法定研修を見直し ・都道府県に人材確保のための協議会を設置 ・人材不足を「地域全体の課題」として捉える体制へ ・科学的な介護・支援の全国展開とキャリアパスの明確化	・社会福祉連携推進法人による社会福祉事業の実施を可能に ・経営の協働化・大規模化を推進 ・財務基盤の透明化と強化 ・障害者総合支援法・児童福祉法も一体的に改正の対象

（厚生労働省／こども家庭庁／内閣府／国際連合「障害者権利委員会」ほか：2022-2026）

資料６　東京都の障害福祉の独自性と特徴

〈高い財政力と都市部の課題の反映〉

１）圧倒的な財政力を背景とした「都独自の補助・上乗せ施策」

国が定める障害福祉サービス（給付）の枠組みに加え、都は独自の手厚い財政出動（都独自事業、上乗せ補助）を実施している

※都独自の各種手当（東京都重度心身障害者手当など）、グループホーム家賃補助、キャリアアップ補助金

２）「医療的ケア児・者／重度心身障害児・者」への先駆的な手厚い施策

医療的ケア児・者、重度心身障害児・者、強度行動障害児・者など、特に支援ニーズの高い層への施策が他の道府県と比べて先駆的かつ手厚く展開されている

※医療的ケアの対象者を受け入れる事業所に対する都独自の補助、重度心身障害児・者や強度行動障害児・者の調整および相談窓口の設置

３）都市型インフラと「地価高騰・施設不足」への対応

他の道府県と比べて土地利用が過密で地価が著しく高いため、事業所や住まいなどのハードの確保が極めて困難であるという構造的な課題がある

※事業所新設時の建築費や賃借料に対する整備補助金、特別区（23区）と多摩地域（市町村）間の格差の解消

４）「都と区市町村の二重構造（規模・密度）」への対応

東京都は23の「特別区」と30の「市町村」で構成され、障害福祉の実務（受給者証発行、手帳交付、計画相談支援など）の多くは区市町村が窓口となっている

※財政力の豊かな特別区（23区）の独自手当・サービスの充実、広域的かつ高度な専門的判定を行う機関の充実

５）精神障害・発達障害・高次脳機能障害など「見えにくい障害」への支援需要の急増

東京都では、他の道府県以上のスピードで精神障害者保健福祉手帳の交付数、発達障害や高次脳機能障害などの相談件数が急増している

※都内には多数の精神科病院・クリニックがあるため地域移行支援、権利擁護、就労継続支援A・B型などのニーズが膨大

※企業の本社が集中し、法定雇用率達成のため障害者雇用市場や特例子会社の集積度は全国トップクラスであり、都市型就労（ITなど事務系）に対応した就労移行や就労継続支援B型が多数展開

（東京都福祉局／保健医療局：年報（福祉・衛生行政統計）令和6年度．2025．などの資料より作成）

都の第三者評価を行うにあたって押さえておくべき都独自の特徴や課題について説明がありました（**資料6**）。

資料７　すべてのこどもの育ちと子育て家庭支援の推進

①こども誰でも通園制度の推進

【評価に関連する評価項目】

・マネジメント：カテゴリー３－３、地域の福祉に役立つ取り組みを行っている

・サービス：6-4-1　一人ひとりの発達の状態に応じた保育、6-4-7　心身の健康を維持できるよう援助している、6-4-8　保護者が安心して子育てをすることができる

②多様なニーズに対応した保育の充実

【障害児・医療的ケア児等の保育所等での受入れ強化】

【病児保育・延長保育・一時預かり等】

【異なる文化的背景を持つ子どもへの支援】

③家族支援の充実、地域のこども・子育て支援の取組の推進

【相談支援や居場所作り等の推進】

【要支援児童への対応強化】

【「はじめの100か月の育ちビジョン」に基づく施策の推進】

～はじめの100か月とは、誕生前（妊娠期）から小学校1年生の途中までの時期（7歳）を指す～

《大切にしたい5つのビジョン》

◆こどもの権利と尊厳を守る

◆「安心と挑戦の循環」を通して、こどものウェルビーイングを高める

◆「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える

◆保護者・養育者のウェルビーイングと成長を支援・応援する

◆こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

（こども家庭庁成育局育成基盤企画課：行政説明・資料より．全社協「評価事業普及協議会」，2026年6月3日）

〈保育分野〉

保育制度の変遷の概要のほか、今年６月の「こども家庭庁」育成局の資料に基づいて保育政策の今後の動向などが報告されました。

2025年時点のデータでは市区町村の約9割（1,530自治体）で待機児童はなく、待機児童数が50名以上の自治体は5か所に減少をしていること、2026年度からは子ども・子育て支援法に基づいて「こども誰でも通園制度」が創設されて保護者の就労状況を問わない新たな給付が実施されていること、障害児・医療的ケア児を保育所で受け入れる取り組みの強化など子育て家庭の多様なニーズに対応すべく保育の充実が図られていること、家庭支援の充実、地域のこども子育て支援の取り組みの推進などについて、指定発言者から説明がありました（**資料7**）。　（鳥海／新津）

【寄稿】会員だより
日生の牡蠣と第三者評価を結びつける"利用者本位"

メイアイヘルプユー・会員　鷲津 隆一

今年3月30日にメイアイヘルプユー有志が五反田の事務所に集まって行った「目黒川観桜会」で、人生初体験となる岡山は日生（ひなせ）の牡蠣（かき）の相伴に預かる機会に恵まれました。

瀬戸内の島々に囲まれた日生の海は波が穏やかで、養分が非常に豊富とのことです。そこで育った牡蠣は身が白く、弾力に富み、口当たりは驚くほどソフト、牡蠣特有の臭みがなく、やさしい甘さが特徴であると言います。実際に口にすると、これまで私が食してきた牡蠣とは一線を画す、別の食べ物ではないかと思ってしまうほどの弾力と濃厚な旨味に、私はすっかり心奪われてしまいました。

◇

日生の牡蠣と福祉サービス第三者評価。一見すると、瀬戸内の海の味覚と、詳細な基準に基づく評価制度は、対極にあるように思えます。しかし、その根底にある「質の追求」と「信頼の構築」という視点からは、驚くほど共通した「プロフェッショナリズム」という顔が浮かび上がります。

少し大げさに例えるなら、福祉の現場という広大な海で、いかにして「利用者本位」という名の最高の牡蠣を育てるかです。日生の牡蠣と福祉サービス第三者評価という二つの世界を結びつけて、両者のエッセンスを考えてみます。

●選択の自由と質の向上を保証するプロセス

日生の海では、他の生産地では出荷まで2～3年かかるところを、豊かな養分によってわずか1年で育てる「一年牡蠣」が主流だそうです。この牡蠣が市場で高く評価されるのは、単においしいからだけではないはずです。産地が明確で品質が保証され、消費者が「日生の牡蠣なら間違いない」と納得して選べる状態にあるからではないかと考えます。

これは、第三者評価の第一の目的である「サービス選択のための情報提供」と重なります。公正・中立な第三者の目で評価された結果が公表されることで、情報の非対称性が解消され、福祉事業の透明性が確保されます。福祉サービスの利用者が、自分に合ったサービスを自らの意思で主体的に選べるようになる。消費者が「信頼できるブランド」を頼りに牡蠣を選ぶような「安心感」を提供することと共通します。

第三者評価の第二の目的は、客観的な評価を通じた「事業者の質向上支援」です。日生の漁師が海水の温度や栄養状態を客観的に分析し、それを翌年の養殖に活かすように、福祉事業者もまた、第三者評価を通じて、自らの「課題」を鏡に映し出します。事業所の現状に甘んじることなく「もっとよくできるはず」と改善を積み重ねる営みです。

この第一と第二の目的が合わさることによって初めて、真の意味での「利用者本位の福祉」という豊かな土台（海）が生まれるのです。

●評価者という目利きの専門性と熱い意思

日生の牡蠣の価値を決めるのは、海だけではありません。水揚げされた牡蠣を厳しい目で見極める「目利き」の存在が不可欠です。第三者評価でも、実際に現場へ出向く評価者の資質と専門性が制度の根幹を支えます。メイアイヘルプユーの評価では、特にその点にこだわりを持っています。

評価者は、単にチェックリストを埋める事務屋ではありません。福祉に精通し、組織の力学やケアの機微を読み解ける「高い専門性」が評価者には求められ、さらに重要なのは、その専門性を支える「ひたむきな熱い意思」です。

評価者は単なる審判員としてそこに立つのではなく「この評価が利用者の明日の笑顔につながるか」「このフィードバックが現場で奮闘する職員の力になるか」と、利用者や事業者の役に立ちたいというひたむきな熱い思いに突き動かされている–それこそがまさにメイアイヘルプユーという評価機関名に込められた精神であり、私たち所属評価調査者が共有する志です。新津代表、鳥海事務局長が持ち続けたこの志があるからこそ、時に厳し過ぎる指摘でも、それは「成長のための養分」として事業者の心に届くのではないでしょうか。厳しい荒波が牡蠣の身の成長に欠かせないように。

一評価者の私は、メイアイヘルプユーの評価の特徴をそのように推察しています。最高の一粒を届けるために、海の状態から市場の動向までを熟知し、漁業関係者に寄り添いながらも厳正に牡蠣の品質を見極める目利きの匠—その専門家としての厳粛さが、日生の牡蠣と同様に、第三者評価でも共通の信頼性を形成していると私は考えます。

●透明な海／透明な運営が支える信頼のサイクル

日生の美しい海が透明度を保ちながら豊かな養分を蓄えているように、福祉事業を運営する組織にとっても「透明性の確保」が健全な成長の鍵となります。

第三者評価を受け、その結果を公表することは、組織に「新しい風」を通し、空気の流れを整える作業です。運営組織の内部だけで完結せず、外部の第三者の視点を取り入れることで淀みが解消され、職員一人ひとりの専門性という「プランクトン」が活発に動き出します。

第三者評価のしくみの「利用者調査」と「事業分析」が一体となり、評価結果という信頼の「ラベル」が貼られることで、地域社会でそのブランドが確立されていく。日生の牡蠣と福

祉サービスの第三者評価は、驚くほど似通ったプロセスを歩んでいるのではないかと察するところです。

評価機関によっては短時間で訪問調査を終えるところもあるようですが、メイアイヘルプユーでは、十分な時間をかけて、第三者の視点から新しい風を入れることにこだわっています。

●協働して「豊かな海」を耕すために

第三者評価は、単なる検査でも形式的な手続きでもありません。それは、利用者・福祉事業者・評価調査者が手を取り合い、福祉という名の「豊かな海」を共に耕していくための一連の取り組みであり、営みです。

日生の漁師が最高の牡蠣を育てるため日々海と対話するように、私たちメイアイヘルプユーもまた、第三者評価を通じた現場との対話でサービスの質を磨き続ける事業者の皆様を支援していきます。その先にあるものは、誰もが自分らしく、プリプリと輝く牡蠣のように、豊かな旨味を蓄えて生きられる社会の実現です。

◇

皆様も、おいしい牡蠣を味わいながら、少しだけ福祉サービスの「未来の海」に思いを馳せてみませんか。

そこには新津代表や鳥海事務局長をはじめとした経験ある専門家たちの熱い意思と、医療・福祉業界を長年にわたり牽引してきた役員一同の透明な運営、それらに裏打ちされたメイアイヘルプユーという評価機関があります。

第三者評価の受審率が高まれば、最高にクリーミーで滋養たっぷりの牡蠣のように、やさしい「利用者本位」の景色が広がります。

今後もメイアイヘルプユーの評価調査者として努力してきたいと思います。

法人研修会 開催案内

恒例の「法人主催研修会」を、下記の通り開催します。2023年に、わが国の精神医療の歴史を振り返り、今日の課題まで講義していただいた古屋龍太氏（日本社会事業大学名誉教授）に再び登壇してもらいます。

Zoomでの配信も致しますので、万障お繰り合わせの上、皆様どうぞお気軽にご参加ください。

◇

◆テーマ：精神医療国家賠償請求訴訟の顛末（てんまつ）
―判決の意味と今後の課題

◆日 時：2026年10月23日（金） 18～20時

◆場　所：メイアイヘルプユー事務所

◆参加料：1,000円

※詳細はメイアイヘルプユー【ホームページ】参照
https://www.meiai.org/

事務局だより

今年は「線状降水帯」や「アンダーパス」などの言葉が脚光を浴び、私たちの生活のなかに入り込んできています。それほど、このところの日本や世界の異常気象の度合いが激しいということでもあるのでしょう。

メイアイヘルプユーへの出勤時「目黒の自宅を出るときは晴れていたのに、事務所のある隣駅の五反田は土砂降り」という日も珍しくなくなりました。

◇

今号は、去る8月22日に開催したメイアイヘルプユー所属評価者向けの「内部研修会」の報告記事を掲載しております。これは、あくまでも所属評価者向けの研修会でしたので、会員の皆様には当日のレジュメなどはお渡ししておりませんが、それを希望される方は、どうぞ事務局へご連絡ください。研修会の資料データをメール等でお送り致します。

◇

さて、最近は諸物価の高騰で、当事務局としても小さなことにも目を配り、細かく節約を心がけている状況です。年3回発行しているこの会報『明・愛』を会員の皆様に郵送する費用も、このところの相次ぐ郵便料金の値上げなどで看過できないものになってきています。

そこで、次号からは会報『明・愛』を会員の皆様には郵送せず、発行したことを一斉メールでお知らせすることにしたいと思います。会員の皆様は、お送りした会報のデータを必要時に個人で印刷してくださいますようお願い致します。

◇

全国どこかで起きる連日の豪雨や、蒸し暑い日々も、まだ続いております。皆様どうぞお身体に気をつけて、この時期を一緒に乗り越えましょう。　　（文責：事務局長 鳥海）

みなさまからの
社会福祉情報お待ちしています。（編）
メールアドレス：smile-npo@meiai.org
＊HPアドレス：https://www.meiai.org/

〒141-0031　東京都品川区西五反田1-26-2
五反田サンハイツ714
(03)3494・9033
NPO法人メイアイヘルプユー